

令和3年度
事業報告書

一時生活支援事業 青鳥館

社会福祉法人 太陽社会福祉事業協会

姫路市一時生活支援業務 青鳥館 令和3年度事業実施報告書

1. 施設の概要

(1) 施設の概要

- ① 施設種別 一時生活支援業務（公益事業）
- ② 所在地 〒671-2246
兵庫県姫路市打越1339-31
- ③ 設置・経営主体 姫路市
福) 太陽社会福祉事業協会、南光社会福祉事業協会
- ④ 定員 入所 8名（最大10名）
- ⑤ 現員 入所 3名（令和4年3月31日）

(2) 職員配置（令和4年3月31日現在）

職 名	配 置 基 準	現 員	現員内訳			
			常 勤		非 常 勤	
			男性	女性	男性	女性
業務管理 責任者	1	1	1			
相談支援員	1	1	1			
宿直員	1	2			2	
合 計	3	4	2		2	

(3) 職員勤務体制

①業務管理責任者・相談支援員

勤務種別	始業時間	就業時間	休憩時間
日 勤	8 : 4 5	1 7 : 3 0	4 5 分
半 勤	8 : 4 5	1 5 : 0 0	4 5 分
備考 業務区分については勤務表で指定する。			

②宿直員

勤務種別	始業時間	就業時間	休憩時間
宿 直	1 7 : 0 0	9 : 0 0	随 時

2. 支援体制

(1) 姫路市調整会議

月一回、姫路市役所内にて、市役所調整担当、生活援護室及び姫路市社会福祉協議会の担当職員と南光社会福祉事業協会（業務管理責任者・相談支援員）、太陽社会福祉事業協会（業務管理責任者・相談支援員）が集まり、利用者支援について協議し、個別化の下、支援の方向性を協議する。

(2) 南光社会福祉事業協会・太陽社会福祉事業協会 共同企業体ケア会議

月一回 南光社会福祉事業協会と太陽社会福祉事業協会の相談支援員が集まり、利用者の現況報告を行ない、連絡調整を図る。また利用者支援にあたり姫路市調整会議へ向けた協議事項の確認を行なう。

3. 事業内容

(1) 目的

一定の住居を持たないホームレス等の生活困窮者に対して、一定の期間宿泊場所と食事等日常生活の維持に必要な便宜を提供することにより安全な居場所を確保するとともに、複合的な問題を抱えた生活困窮者に寄り添い自立に向けた相談を実施することにより就労等による自立や地域社会での安定した生活への移行を支援する事を目的とした。

(2) 一時生活場所の提供

①一時生活場所の提供

安全かつ衛生的に生活できる環境を提供できるように、プライベートカーテンの設置に加え、季節に応じた寝具を準備した。又、施設内共有部にテレビ、新聞、雑誌等を置き、家庭的環境を目指した。

②食事の提供

自力接種が基本であるも、マルタマフーズとの連携を図り、一日当たり標準カロリーは1800Kcalとした。食事時間については家庭的環境を意識し、適切な時間に提供できるようにした。必要に応じて、お粥対応も行う。又、緊急時においては随時食（市販食の提供）も行う。

③被服等の提供（清潔保持）

身辺の清潔を保持するため、毎日の衣類交換や可能な限り利用者の力で洗濯ができるような援助等を基本とした。又、被服を所持されていない方に対しての被服提供に加え、就労に向け必要な被服等も提供行った。

④入退所に伴う送迎

入退所については職員同行にて送迎を行った。又、入退所に伴う荷物については自立に配慮をし、施設への持ち込み、居宅への搬入等の支援を行った。

(3) 自立相談支援事業

①相談支援

人権を尊重し、基本に、受容、傾聴、共感を置き、経済困窮にかかわらず広く福祉に関する相談に応じた。自己選択、自己決定の下、必要に応じて適切な機関につなぎ、関係各機関と協力し課題解決に当たった。

②同行による手続き支援

生活保護申請や生活福祉資金等の申請手続き及びその申請に係わる手続き、雇用保険手続き、年金手続き等自立に必要な支援を行った。

③就労支援

企業面接、派遣会社登録など、就労活動においての同行、また面接の受け方の助言等、就労活動に必要な支援を行った。又、ハローワーク（ワークサポート姫路）同行を始め、利用方法、求人情報の入手方法、履歴書の書き方等求職活動に必要な支援を行った。

④健康保持

自立に向け、健康面においても自己管理ができるように支援した。入所中、治療、過料が必要な利用者に対しては受診等の適切な対応を取った。

⑤居宅生活移行

物件探しや契約等手続においての支援に加え、家具什器等の見積もり、購入搬入等居宅移行に必要な支援全般を行った。

4、利用状況報告

(1) 令和3年度 利用者数

各月	人数	各月	人数
4月	2人	10月	2人
5月	0人	11月	1人
6月	3人	12月	0人
7月	0人	1月	1人
8月	1人	2月	1人
9月	2人	3月	2人
合計15人（男性14人・女性1人）		平均利用人数	2.2人

※令和3年度につきましては、所在地の姫路市打越が市街化調整区域に該当し、事業運営が不可と判明しました。令和3年7月13日～令和4年3月31日までの間は代替施設としてホテルでの事業継続を行いました(利用者数について、令和3年8月以降はホテル利用)。令和4年4月1日より同林田町久保(市街化区域)にて事業所を新設し、事業運営を行う予定となっております。

(2) 平均年齢

年代	人数
20代以下	0人
30代	2人
40代	3人
50代	2人
60代	6人
70代以上	2人
平均年齢	56.5歳

(3) 平均利用日数

①年代別

年代	日数
20代以下	0日
30代	14.5日
40代	31.0日
50代	32.0日
60代	23.0日
70代以上	8.0日
平均利用日数	22.7日

②生活保護申請の有無

年代	日数			
	生活保護申請有		生活保護申請無	
20代以下	該当なし	0人	該当なし	0人
30代	9.0日	1人	20.0日	1人
40代	31.0日	3人	該当なし	0人
50代	該当なし	0人	32.0日	2人
60代	26.5日	4人	42.5日	2人
70代以上	11.0日	1人	5.0日	1人

(4) 支援内容

支援内容	人数
就労支援	4人
住居確保給付金	0人
社協貸付制度	0人
居宅確保	3人
施設入所	3人
病院同行	3人
行政・金融機関手続き	9人
その他	15人
合計	15人

(5) 自立先

内容	人数
就労	3人 (全員住込み就労)
居宅移行	3人
施設入所	3人 (救護2人・介護1人)
その他	3人 (入院1人・自己都合2人)
合計	12人

(6) 就労先業種

就労先業種	人数
運輸・通信事業者	0人
農林漁業作業者	0人
技能工・生産工程作業者及び労務作業 者	1人 (工場内作業：1人)
保安職業従事者、サービス職業従事者	2人 (全員警備関係)
その他分類不能の職業	0人
合計	3人

